



福岡県医師会 第 48 号 (地)
平成 19 年 4 月 13 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

宮若市乳幼児医療制度の対象年齢の引き上げについて

宮若市において、子育て支援を目的として、平成 19 年 4 月診療分より、現行の乳幼児医療制度による入院外受診に係る対象年齢を 3 歳未満から 6 歳就学前まで引き上げる旨、別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしく願いいたします。

なお、対象医療費の請求につきましては、現行の乳幼児医療での請求方法と同様に、国保、社保ともに福岡県国民健康保険団体連合会への請求となります。

記

【宮若市乳幼児医療助成年齢枠拡大の概要】

入 院 外	改正前 (平成 19 年 3 月まで)	改正後 (平成 19 年 4 月以降)
	3 歳 未 満	6 歳 就 学 前

- ※ 1. 対象となる受給者には、平成 19 年 4 月 1 日付けで新たに受給者証が発行されております。
2. 初診料等の一部負担金（食事療養標準負担額を除く）についても、助成対象となります。3 歳未満と同様の取扱いをお願いします。
3. 重度心身障害者医療及び母子家庭等医療受給者については、現行どおり各受給者証が優先します。就学前までの重度心身障害者医療及び母子家庭等医療受給者の初診料については、別途償還払いにて対応されますので、医療機関では、現行どおり初診料等の一部負担金の領収をお願いします。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

19 宮市第 2657 号

平成 19 年 4 月 4 日

福岡県医師会会長 様

宮若市長 有 吉 哲 信

(総務企画部市民生活課国保年金係)



乳幼児医療制度の対象年齢の引き上げについて

平素より本市の公費医療事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では子育て支援を目的とし、現行の乳幼児医療制度による入院外受診に係る対象年齢を 3 歳未満から平成 19 年 4 月診療分より 6 歳就学前までに引き上げることと致しました。

管内の医師会及び医療機関へは既に通知済みであります。他地区の医療機関への周知が不十分であるとの指摘を受けましたことから改めまして貴会に周知をお願いしたく通知申し上げます。

ご連絡が遅れましたことにお詫びを申し上げますと共に今後ともご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、対象医療費の請求につきましては、現行の乳幼児医療での請求方法と同様に国保、医保ともに福岡県国民健康保険団体連合会への請求となります。

- ※1. 対象となる受給者に平成 19 年 4 月 1 日付けで新たに受給者証を発行しております。
- 2. 初診料等の一部負担金(食事療養標準負担額を除きます。)についても、助成対象となります。3 歳未満と同様の取扱いをお願いします。
- 3. 重度心身障害者医療及び母子家庭等医療受給者については、現行どおり各受給者証が優先します。就学前までの重度心身障害者医療及び母子家庭等医療事業受給者の初診料については、別途償還払いにて対応いたしますので、医療機関では、現行どおり初診料等の一部負担金の領収をお願いします。

※問い合わせ先

宮若市役所

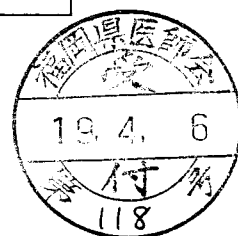
総務企画部 市民生活課 国保年金係

TEL 0949-32-4004

FAX 0949-32-9430

URL <http://www.city.miyawaka.lg.jp>

E-mail kokuho@city.miyawaka.lg.jp





18 宮市第 2657 号
平成 19 年 3 月 7 日

直方鞍手医師会会長 様

宮若市長 有 吉 哲 信
(総務部市民生活課国保年金係)

乳幼児医療制度の対象年齢の引き上げについて

平素より本市の公費医療事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、本市では子育て支援を目的とし、現行の乳幼児医療制度による入院外受診に係る対象年齢を 3 歳未満から平成 19 年 4 月診療分より 6 歳就学前までに引き上げることとし、市議会にて現在審議中であります。

つきましては、議会審議中ではありますが、あらかじめお知らせをいたします。各医療機関に対しましては、議会終了後別途お知らせすることとしております。

なお、対象医療費の請求につきましては、現行の乳幼児医療での請求方法と同様に国保、医保ともに福岡県国民健康保険団体連合会への請求となります。

- ※1. 対象となる受給者に平成 19 年 4 月 1 日付けで新たに受給者証を発行いたします。
- 2. 初診料等の一部負担金(食事療養標準負担額を除きます。)についても、助成対象となります。3 歳未満と同様の取扱いをお願いします。
- 3. 重度心身障害者医療及び母子家庭等医療受給者については、現行どおり各受給者証が優先します。就学前までの重度心身障害者医療及び母子家庭等医療事業受給者の初診料については、別途償還払いにて対応いたしますので、医療機関では、現行どおり初診料等の一部負担金の領収をお願いします。

※問い合わせ先
宮若市役所
総務部 市民生活課 国保年金係
TEL 0949-32-4004
FAX 0949-32-9430
URL <http://www.city.miyawaka.lg.jp>
E-mail kokuho@city.miyawaka.lg.jp



18 宮市第 2791 号
平成 19 年 3 月 26 日

医 療 機 関 各 位

宮若市長 有 吉 哲 信
(総務部市民生活課国保年金係)

乳幼児医療制度の対象年齢の引き上げについて

平素より本市の公費医療事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、本市では子育て支援を目的とし、現行の乳幼児医療制度による入院外受診に係る対象年齢を 3 歳未満から平成 19 年 4 月診療分より 6 歳就学前までに引き上げることと致しました。
各医療機関におかれましては、平成 19 年 4 月からの受給者の受診に際し、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。
なお、医療費の請求につきましては、現行の乳幼児医療での請求方法と同様に国保、医保ともに福岡県国民健康保険団体連合会への請求となります。

- ※1. 対象となる受給者に平成 19 年 4 月 1 日付けで新たに受給者証を発行いたします。
2. 初診料等の一部負担金(食事療養標準負担額を除きます。)についても、助成対象となります。3 歳未満と同様の取扱いをお願いします。
3. 重度心身障害者医療及び母子家庭等医療受給者については、現行どおり各受給者証が優先します。就学前までの重度心身障害者医療及び母子家庭等医療事業受給者の初診料については、別途償還払いにて対応いたしますので、医療機関では、現行どおり初診料等の一部負担金の領収をお願いします。

※問い合わせ先
宮若市役所
総務部 市民生活課 国保年金係
TEL 0949-32-4004
FAX 0949-32-9430
URL <http://www.city.miyawaka.lg.jp>
E-mail kokuho@city.miyawaka.lg.jp